

今月から



※これまでどおり、金融機関等での納付もできます。

水道料金、簡易水道料に加え
町の税金や料金が
コンビニ、郵便局等で
納付可能になりました。

●コンビニで納付できる町の税金、料金

町民税(普通徴収のみ)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料(駐車場使用料を含む)、奨学金償還金

○納付できるコンビニ等

町内では、MMK設置店(リオン・ドール川俣店、とんやの郷 小売店)セブン-イレブン、ミニストップ、ローソン等
※その他の納付できるコンビニについては納付書の裏面に記載。

●郵便局で納付できる町の税金、料金

町民税(普通徴収のみ)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、緊急通報システム利用料、町営住宅使用料(駐車場使用料を含む)、保育所利用料、幼稚園利用料、奨学金償還金

○納付できる郵便局

東北6県に所在する郵便局・ゆうちょ銀行の窓口
※水道料、簡易水道料は郵便局での納付不可。

！ コンビニ、郵便局で納付できないもの
納付書1枚の金額が30万円を超えているもの/金額等を訂正した納付書/破損、汚損等でバーコードが読み取れない納付書/バーコードが印字されていない納付書はコンビニでは納付不可/口座記号番号欄に番号の記載がない納付書は郵便局では納付不可

これまでどおり変わらぬところ
これまででは納付書をホチキスで1冊にとじて送付していましたが、今後はホチキス止めをしない1枚ずつの納付書が送付されます。納期限等を確認のうえ納付してください。新しい納付書の見本は左上の写真のとおりです。

今、お手元にある納付書は…

これまでの様式の納付書は、コンビニや郵便局の納付には使えませんが、これまでどおり納付書に記載の金融機関で納付できます。

問い合わせは
町民税務課 収納室
内線 **1304** へ



広報かわまたのアプリ配信しています！

町は、「マチイロ」による広報かわまたの配信をしています。普段、忙しくて広報紙をなかなか開けない方も、気軽に広報かわまたをご覧ください。ぜひご活用ください。利用規約、プライバシーポリシー等については、(株)ホープのホームページをご覧ください。

▼ダウンロードはこちらから



ios用



android用

※「マチイロ」アプリの利用は無料ですが、通信費は各回線ごとの負担になります。※広告が表示されますが、その内容に、川俣町は一切責任を負いません。